

ロームシアター京都敷地内自動販売機設置事業者募集要項

公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団では、来館者の利便性向上に資することを目的として、ロームシアター京都敷地内に自動販売機を設置する事業者（以下「営業事業者」という。）を募集します。

なお、この募集要項には概要のみを記載していますので、応募される方は、必ず詳細を仕様書で確認したうえで、各事項を御承知のうえ、お申込みください。

1 設置場所

設置番号	設置場所	設置面積寸法上限	設置可能台数	最低納付金 (税込・平成29年4月1日から平成30年3月31日までの使用料)
①	ロームシアター京都 1階プロムナード	W900×D515×H1,830	1台	400,000円
②	ロームシアター京都 地下1階 メインホール楽屋	W1,200×D800×H1,830	1台	
③	ロームシアター京都 地下1階 サウスホール楽屋	W1,200×D700×H1,830	1台	
			3台	

※ 設置場所については、公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団（以下「当財団」という。）の指示に必ず従ってください。（別添「設置箇所図」参照）

※ 寸法上限には、使用電力計測用の子メーター設置寸法を含み、空容器の回収箱設置場所を含みません。

※ 設置番号①については来館者の共有スペース、設置番号②③についてはメインホール及びサウスホールの楽屋廊下に設置します。

2 営業事業者

設置番号①～③を合わせて1営業事業者が設置するものとします。

3 応募することができる者の資格

営業事業者として応募することができるのは、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する方です。

- (1) 京都市の指名競争入札参加有資格者名簿又は一般競争入札参加有資格者名簿に登録し、かつ、清涼飲料水自動販売機の設置業務（営業事業者自らが管理・運営するものに限る。）について、平成28年3月末現在で3年以上の実績を有している方
- (2) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方については、次に掲げる資格を有し、かつ、自己を証明する書類（注）を提出する方
 - ア 清涼飲料水自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について平成28年3月末現在で3年以上の実績を有していること

- イ 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと
- ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと
- エ 京都市税、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと
- オ 応募者である役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条例同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではないこと

(注) 自己を証明する書類

京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方については、申し込みに当たって、一部の方を除いて※、次の書類のご提出をお願いすることになります。

<応募者が個人であるとき>

- ・ 印鑑登録証明書（応募日から3箇月以内に発行されたもの）
- ・ 誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式）

<応募者が法人であるとき>

- ・ 登記事項証明書（法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書）（応募日から3箇月以内に発行されたもの）
- ・ 誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式）

※ 印鑑登録証、登記事項証明書の提出を免除する方

- 1 国内証券取引所上場企業
- 2 法に基づき、国や地方公共団体から免許、許可を得て営業を行う企業及び国や地方公共団体からの認可を得て設立される法人
- 3 その他企業実態について、特別の事情により、上記1及び2に準じて、当財団の契約相手方とするに足りる信用性があると認められるもの

※ 誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式）の提出を免除する方

- 1 国、地方公共団体、外郭団体、NPO法人・公益社団法人・公益財団法人等の法令等により設立に当たって暴力団員等が排除されている団体
- 2 町内会、自治連合会等
- 3 指定管理者として指定されている事業者、一般競争入札参加資格者、指名競争入札参加資格者等
- 4 京都市暴力団排除条例第6条に該当する場合（市民の権利を不当に侵害することとなる場合）

~~~~~上記に該当しない方は、必ず「自己を証明する書類」を御提出ください。~~~~~

#### 4 設置期間

営業事業者に対する自動販売機の設置期間は、上記「1 設置場所」に記載の①から③とも平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間とします。

#### 5 納付金

(1) 応募価格（提案納付金）

応募申込書の該当欄に、応募価格（提案納付金）として、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの納付金（税込）を百円単位で記入してください。

## (2) 納付金の納入

当財団が発行する請求書により、販売を開始する前に、当財団が指定する期日までに設置期間分の納付金を全額支払っていただきます。

当財団が指定する期日までに納付金が支払われない場合は、営業事業者としての決定を取り消します。

なお、この場合において、自動販売機の撤去に要する費用、その他一切の経費は営業事業者の負担とします。

## 6 必要経費等

### (1) 自動販売機の設置、交換、撤去及び原状回復

自動販売機の設置、交換、撤去及び原状回復は営業事業者自らの責任で行い、これらに要する工事費等の一切の費用は、営業事業者の負担とします。

### (2) 電気料

自動販売機の運転に必要な電気料は、営業事業者が自動販売機に設置する電気子メーターの検針に基づき、営業事業者の実費負担とします。

電気料金は、当財団が発行する請求書により、毎月ごとに当財団が指定する期日内に納入してください。

## 7 取扱商品及び販売価格

### (1) 取扱商品

ペットボトル・カン・紙パック等の密閉式の容器又はカップに入った清涼飲料水（ジュース、茶、水、コーヒー、紅茶、乳製品及びこれらに類する商品）とし、酒類の販売は行ってはけません。

### (2) 販売価格

標準販売価格（メーカー小売希望価格）以下としてください。

## 8 設置機種等

(1) インドア型（ペットボトル、カン、紙パック）又はアウトドア型（ペットボトル、カン、紙パック）の飲料用自動販売機としてください。

(2) ユニバーサルデザインのものとしてください。

(3) 環境に配慮したものとしてください。

(4) 電気子メーターを設置してください。

(5) 災害時対応の飲料用自動販売機を設置してください。

(6) 紙コップ式の飲料用自動販売機の設置は不可とします。

## 9 維持管理

営業事業者において、自動販売機の設置から商品の補充、メニューチェンジ、空容器の回収・リサイクル、金銭管理、故障時の対応、定期的点検、自動販売機内部、外観及びその周辺の清掃・美化までの自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務を行っていただきます。

## 10 応募申込手続

### (1) 申込み方法

#### ア 郵送での申込み

##### (ア) 申込受付期間

平成29年2月16日(木)～平成29年2月28日(火) 必着

##### (イ) 送付先

〒606-8342 京都市左京区岡崎最勝寺町13番地  
ロームシアター京都 自動販売機事業者募集係(工藤宛)

##### (ウ) 送付方法

書留郵便で送付してください。

普通郵便で送付された場合、不着のときは、応募がなかったものと見なしますので御注意ください。

#### イ 持参される場合

##### (ア) 申込受付期間

平成29年2月16日(木)～平成29年2月28日(火)  
【午前9時～午後5時】

##### (イ) 提出先

ロームシアター京都 (担当: 工藤・池上・宮崎)

### (2) 必要書類(各1部ずつ、イ、ウ及びエの様式は任意)

#### ア 応募申込書

様式1

#### イ 実績書 ※業務の契約書等の写し

#### ウ 販売予定品目(自動販売機用)

#### エ 設置予定機器等の仕様が分かる資料

### (3) その他

ア 前記以外による受付(電話、電子メール、ファックス等)は行いません。

イ 提出された書類の返却は行いません。

ウ 様式は、ホームページからダウンロードできます。

ロームシアター京都 <http://rohmtheatrekyoto.jp/>

財団ホームページアドレス <http://www.kyoto-ongeibun.jp/>

## 11 質問及び回答

本件に関する質問があれば、質問書 **様式2** にその内容を記入のうえ提出してください。

### (1) 質問書受付期間(FAX又は電子メールでの提出に限ります。)

平成29年2月16日(木)～平成29年2月23日(木)

### (2) 質問書提出先

ロームシアター京都

FAX 075-746-3366

E-mail admin@rohmtheatrekyoto.jp

### (3) 質問に対する回答

回答につきましては、質問の受付日から起算して3営業日以内に、ロームシアター京都のホームページ(<http://rohmtheatrekyoto.jp/>)に掲載します。

#### (4) その他

ア 公平で厳正な選定を確保するため、質問書による質問以外（来所及び電話等）には一切応じられません。

イ また、応募内容、審査等に関する問い合わせには一切応じられません。

ウ 様式は、ホームページからダウンロードできます。

ロームシアター京都 <http://rohmtheatrekkyoto.jp/>

財団ホームページアドレス <http://www.kyoto-ongeibun.jp>

## 1.2 営業事業者の決定

### (1) 決定方法

ア 提出された応募申込書等の応募書類を審査したうえで「3 応募することができる者の資格」を満たす者のうち、応募価格（提案納付金）が、「1 設置場所」で当財団が設定した最低納付金以上で、最高金額である応募者を営業事業者に決定します。

イ 上記の最高金額である応募者が2者以上あった場合は、当該応募者の立会いのもと、くじにより決定することとします。

### (2) 決定予定日

平成29年3月2日（木）頃に決定する予定です。

### (3) 決定後の通知

営業事業者の選定結果については、選定・非選定に関わらず、全ての応募者に対し、できるだけ速やかに書面で連絡します。

### (4) 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とします。

ア 指定の日時までに応募書類等を提出しなかったもの

イ 応募者の記名押印がないもの

ウ 他の応募者の応募を掛け持ちしたときは、その全部のもの

エ 応募価格（提案納付金）又は応募者の氏名その他の主要な部分が識別し難いもの

オ 応募者による訂正印のない応募価格（提案納付金）の訂正、削除、挿入等があるもの

カ 営業事業者の決定に関し不正な行為を行ったもの

キ その他この要項の条件等に違反したもの

## 1.3 営業事業者決定後の手続

営業事業者に決定した方は、以下の手続を行っていただきます。

(1) 自動販売機設置に関する契約書の締結

(2) 設置する機器等の資料の提出

図面等、設置する自動販売機の仕様が分かる資料等の一式を御提出いただきます。

## 1.4 営業事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、営業事業者の決定を取り消します。

(1) 営業事業者の決定後、「3 応募することができる者の資格」を満たさなくなった場合

(2) その他当財団が自動販売機を設置する相手方として不適当と認めた場合

## 15 特記事項

- (1) 営業事業者には、自動販売機の設置後、当財団が指定する様式により毎月の販売実績を報告していただきます。
- (2) 本件の自動販売機設置の権利については、第三者への譲渡又は転貸を禁止します。
- (3) その他定めのない事項については、協議のうえ決定します。
- (4) 自動販売機の設置によって第三者に生じた事故が、当財団の責に帰さない事由による場合は、営業事業者が補償をすることとします。
- (5) 当財団の責によることが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る盗難事故や破損事項等に関しては、当財団はその一切の責任を負わないこととします。  
また、営業事業者は自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧に係る経費は、営業事業者が負担することとします。
- (6) 営業事業者は、自動販売機を撤去したときは、営業事業者の責任と負担のもとに原状復旧を行い、当財団の確認を受けることとします。

### 【問い合わせ先】

公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団

ロームシアター京都 (担当：工藤・池上・宮崎)

〒606-8342 京都市左京区岡崎最勝寺町13番地

電話 (075) 771-6051

FAX (075) 746-3366

E-mail : admin@rohmtheatrekyoto.jp

(ホームページアドレス)

ロームシアター京都 <http://rohmtheatrekyoto.jp/>

財団ホームページアドレス <http://www.kyoto-ongeibun.jp/>